

環境目標Ⅳ 健全で快適な生活環境

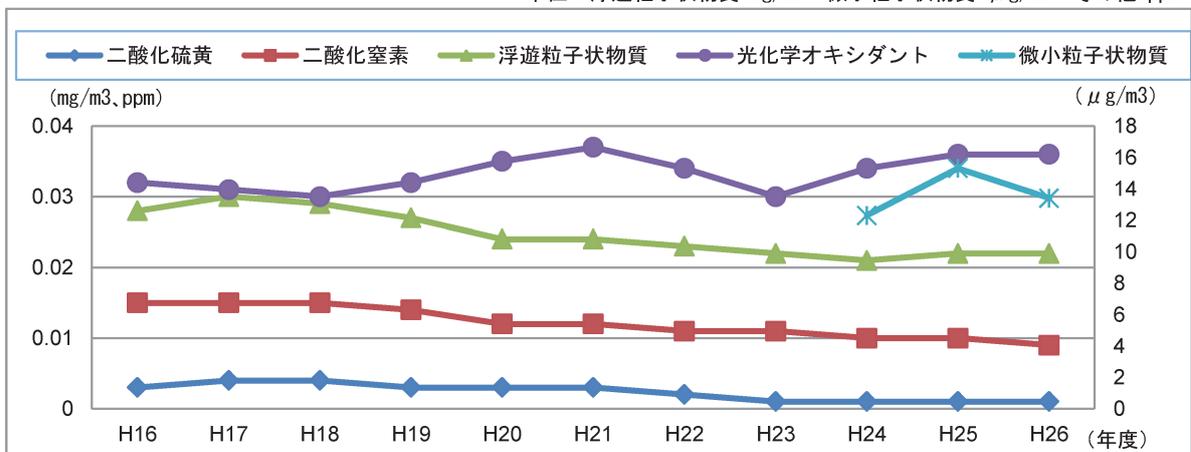
基本施策Ⅳ-1 大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止

(1) 現況

- 本市では、大気中の二酸化硫黄濃度などの状況を常時監視しています。平成26年度については、光化学オキシダント*及び微小粒子状物質(PM2.5)*以外の項目はすべて環境基準*を達成しています。
- 有害大気汚染物質であるベンゼンなどについては、毎年3測定局で調査を行っており、いずれも環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントによる光化学スモッグ*予報・注意報が継続的に発令されています。
- 平成25年度より、5測定局において微小粒子状物質(PM2.5)の常時監視を行っています。
- 大気環境におけるダイオキシン類については、調査を開始して以来、すべての地点で環境基準を達成しています。
- ばい煙発生施設の排出基準については、ほとんどの工場・事業場で適合しています。
- 毎年、騒音・振動の調査を行っています。平成26年度における環境騒音(一般地域)は、12地点の調査のうち全地点で昼夜ともに環境基準を達成しています。自動車騒音については、幹線道路沿いの8地点で調査を行い、昼夜ともに環境基準を達成した戸数の割合は、98.2%となっています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、環境問題のうち最も関心のあるものとして『事故や災害などによる環境汚染』と答えた市民が前回調査時よりも大幅に増加しています。また、『空気のきれいさ、さわやかさ』に対する満足度も上昇しており、高い水準を維持しています。

■ 大気汚染常時監視物質濃度(年平均値)の推移

単位：浮遊粒子状物質=mg/m³ 微小粒子状物質=μg/m³ その他=ppm



※自動車排ガス局を除く

資料：「とよはしの環境」

■ 平成26年度自動車騒音調査結果

道路名	測定地点	環境基準達成戸数(戸)			調査区間内 全戸数(戸)	環境基準達成率(%)		
		昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
一般国道1号	豊橋市三ノ輪町字本興寺	539	539	539	539	100.0	100.0	100.0
一般国道1号	豊橋市下地町字瀬上	122	122	122	129	94.6	94.6	94.6
一般国道259号	豊橋市富本町字国隠	501	498	498	504	99.4	98.8	98.8
豊橋港線	豊橋市東脇	1098	1098	1098	1098	100.0	100.0	100.0
東赤沢植田線	豊橋市富士見台	175	175	175	175	100.0	100.0	100.0
豊橋環状線	豊橋市花田町字小松	661	661	661	661	100.0	100.0	100.0
一般国道23号	豊橋市野依台	24	24	24	24	100.0	100.0	100.0
一般国道23号	豊橋市植田町字一本木	139	139	139	139	100.0	100.0	100.0

(2) 課題

- 大気環境などで環境基準を達成していない項目があり、これらの改善に向けた一層の取り組みが必要です。
- 大気汚染の常時監視と有害大気汚染物質の調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、次世代自動車等の普及促進や公共交通の利用促進、自動車使用の抑制などにより、大気環境の保全を図る必要があります。
- 環境基準を達成していない光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（NO_x）等を更に削減するとともに、工場などの固定発生源からの揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減する必要があります。
- 環境騒音、自動車騒音、道路交通振動などの騒音・振動調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、環境基準の達成に向けて騒音・振動を抑制する取り組みが必要です。
- 従来の産業型公害に加え、生活騒音などによる都市型公害に適切に対応していく必要があります。
- ダイオキシン類の発生抑制や有害化学物質の使用抑制・適正管理などを図るとともに、有害化学物質などによる新しい環境問題にも適切に対応していく必要があります。
- 工場・事業場への立入調査などを通じて、汚染の未然防止策を十分に実施するよう、指導啓発する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

IV-1-1) 環境監視体制の充実（大気、騒音等）

大気環境の保全を図るため、大気汚染や微小粒子状物質（PM_{2.5}）の常時監視を行うとともに、ダイオキシン類や環境騒音の調査を行うなど、環境監視体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	大気汚染常時監視調査	大気汚染の状況を適切に把握するため、効率的な常時監視体制を整備する。
2	微小粒子状物質常時監視調査〈新規〉	微小粒子状物質（PM2.5）の汚染状況を適切に把握するため、常時監視を行う。
3	有害大気汚染物質調査	有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するための調査を行う。
4	ダイオキシン類環境調査	大気環境、水環境、土壌環境におけるダイオキシン類の調査を行う。
5	環境騒音の実態調査	住居系地域や幹線道路等において、環境騒音の調査を行う。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
環境基準達成率（大気）	93.3 % （H21 年度末）	91.1 % （H26 年度末）	94 %



PM2.5測定装置



自動車交通の状況

IV-1-2 発生源対策・啓発の推進（大気、騒音等）

大気環境の保全を図るため、発生源となる工場などの監視及び指導を行うほか、市民・事業者に対してエコドライブや次世代自動車等の普及を促進するなど、大気汚染防止の普及啓発を行います。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	工場・事業場の監視・指導 (大気)	大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場の監視・指導を行う。
2	アスベストの飛散の防止	解体等工事現場からアスベストが飛散することのないように、監視・指導を行う。また、既存建築物の吹付けアスベストの分析調査や除去等にかかる費用の一部を助成する。
3	公害防除施設整備事業	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等による公害を防除する施設を設置する事業者に対して設置費の一部を助成する。
4	公害防止協定の締結	地域住民の快適かつ良好な生活環境を保全するため、臨海部進出企業等と公害防止協定を締結する。
5	大気汚染防止の啓発	広報やポスター、パンフレット等を通じ、大気汚染防止の啓発を行う。
6	不法焼却(野焼き)禁止の徹底	廃棄物の不法焼却(野焼き)を防止するため、指導・啓発を強化する。
7	化学物質の適正管理	PRTR制度*により事業者の化学物質の管理改善を促進するとともに、関係機関との連携を強化し、化学物質による環境リスクを低減する。
8	エコドライブの推進(拡充)	エコドライブの普及のため、事業者や市民に広く啓発を行うとともに、エコドライブ講習会を行う。
9	次世代自動車等普及促進事業 (拡充)(再掲)	電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク等の購入者への助成を行うとともに、充電設備の整備を行い、次世代自動車等の普及を促進する。
10	道路や交差点の改良(再掲)	道路整備や交差点改良等により、交通渋滞に伴う自動車からの排気ガス排出を抑制する。
11	国道・県道における騒音対策	自動車騒音調査に基づき、国道1号や国道23号豊橋バイパスなど自動車騒音の著しい場所においては、国や県へ必要に応じて道路構造改善などの要望を行う。
12	飲食店等の深夜営業騒音防止 の指導・啓発	飲食店等の深夜営業騒音を防止するため、新規出店者に対する騒音規制等の説明などを行う。

◆取り組みの目標(平成32年度末)

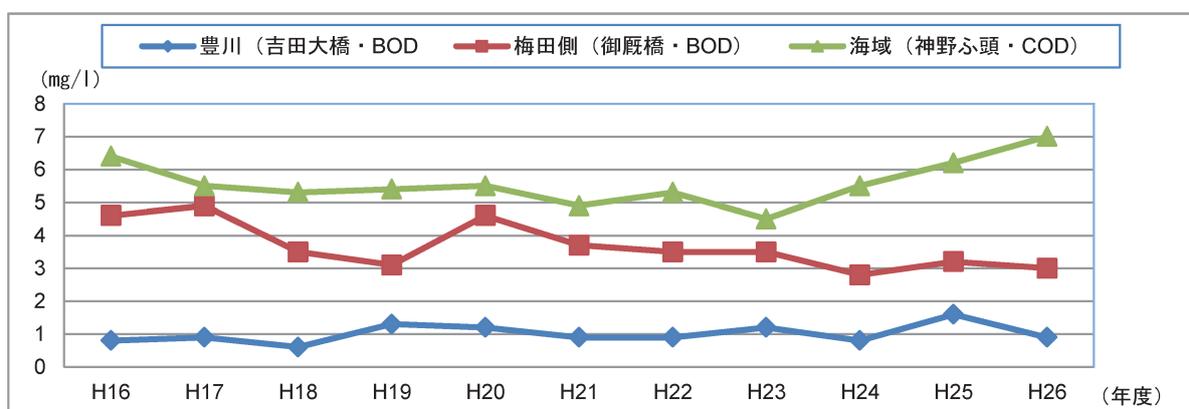
項目	基準値	実績	目標
工場・事業場立入件数 (大気、騒音等)	—	154件/年 (H26年度末)	180件/年

基本施策Ⅳ-2 水環境及び土壌・地盤環境の保全

(1) 現況

- 本市では、毎年、河川、海域などの公共用水域及び地下水の水質調査を行っています。
- 公共用水域には、人の健康の保護に関する環境基準（カドミウム、鉛、六価クロムなどの有害物質）が設けられています。平成 26 年度は、河川 14 地点、海域 4 地点で調査を行い、すべての調査地点で環境基準を達成しています。
- 豊川、豊川放水路、梅田川及び佐奈川には、生活環境の保全に関する環境基準（pH、BOD、DO、SS など）が設けられています。これらの河川において水質の汚れの程度を表す代表的な指標である BOD についてみると、全ての地点で環境基準を達成しています。
- 三河湾は、生活環境の保全に関する環境基準（pH、COD、DO、T-N、T-P）が設けられており、4 地点で調査を実施しています。水質の汚れの程度を表す代表的な指標である COD についてみると、C 類型地点（二十間川沖、神野ふ頭、木材港）では環境基準を達成していますが、B 類型地点（新西浜沖）では達成していません。
- 工場・事業場の排水監視を行い、排水基準等を超過するものについては、施設の改善指導等を行っています。
- 地下水については、平成 26 年度は 6 地点で調査を実施した結果、5 地点で環境基準を達成しました。
- 河川、海域、地下水及び土壌におけるダイオキシン類については、調査を開始して以来、すべての地点で環境基準を達成しています。
- 本市の下水道普及率は、大岩・二川地区及び前芝地区の污水管渠整備が進捗し、平成 26 年度末には 80%となっています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、『水のおいしさ、安全性』に対する満足度は高い一方、『川や海などの水のきれいさ』に対する満足度は低くなっています。

■ 河川・海域の水質（75%の水質値）の推移



資料：「とよはしの環境」

(2) 課題

- 河川、海域などの調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、CODの環境基準が達成できていない地点も見られるため、閉鎖性海域における環境改善のための取り組みを推進する必要があります。
- 本市の河川水域や三河湾海域の良好な水質を確保するため、計画的な下水道整備を推進するとともに、接続率の向上にも取り組む必要があります。整備区域外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進などにより、水質汚濁の防止と衛生的な污水处理の推進が必要です。
- 地下水の水質調査を継続的に行い、現況を把握するとともに、地盤沈下を防止するため、地下水の適切な利用を進める必要があります。
- 家庭排水による水質汚濁を低減するため、家庭でできる日常的な取り組みを啓発し、市民生活レベルでの水質改善対策を進めることが必要です。
- 工場・事業場への立入調査などを通じて、汚染の未然防止策を十分に実施するよう、指導啓発する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

IV-2-1 環境監視体制の充実（水質等）

水環境の状況を把握するため、公共用水域及び地下水の水質監視調査や、有害化学物質の調査などを行うなど、環境監視体制を充実させます。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	公共用水域の水質監視調査	河川、海域等の公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質監視を行う。
2	有害化学物質の調査（水質、地下水等）	公共用水域や地下水等における有害化学物質の実態調査を行う。
3	地下水の水質監視調査	市内の全体的な地下水質の概況を把握するため、地下水の水質監視を行う。
4	ダイオキシン類環境調査（再掲）	大気環境、水環境、土壌環境におけるダイオキシン類の調査を行う。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

項目	基準値	実績	目標
環境基準達成率（水質）	90.6 % （H21年度末）	89.6 % （H26年度末）	96 %

IV-2-2) 発生源対策・啓発の推進（水質、土壌等）

水環境の保全を図るため、発生源となる工場などの監視及び指導を行うほか、環境イベントなどを通じ家庭でできる日常的な取り組みの啓発をするなど、水質汚濁防止の普及啓発を行います。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	工場・事業場の監視・指導（水質、地下水・土壌）	水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場の監視・指導を行う。
2	公害防除施設整備事業（再掲）	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等による公害を防除する施設を設置する事業者に対して、設置費の一部を助成する。
3	公害防止協定の締結（再掲）	地域住民の快適かつ良好な生活環境を保全するため、臨海部進出企業等と公害防止協定を締結する。
4	三河湾の環境再生の推進	三河湾の環境再生を進めるため、協議会の活動を通じて国への要請及び実践活動の推進を継続的に行う。
5	生活排水対策の啓発	生活排水対策について、広報やホームページ、環境イベント等を通じた啓発を行う。
6	地下水保全対策の推進	地下水利用者（団体及び個人）を会員とする協議会と連携し、水源の保全及び地下水の適正かつ合理的な揚水管理等を行う。
7	豊川流域自治体との連携	豊川の流域自治体との連携により、三河湾の水環境を保全するための事業を行う。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
工場・事業場立入件数（水質、土壌等）	—	123 件／年 （H26 年度末）	150 件／年

IV-2-3) 生活排水処理の充実

家庭からの排水による水質汚濁を低減するため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換の促進などにより、生活排水処理の充実に図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	公共下水道事業	公共下水道第9次拡張事業計画及び公共下水道第1次再整備事業計画に基づき事業を推進する。
2	合流式下水道の改善	大雨の時に、汚水の一部が河川へ放流されるため、水質や水辺環境の保全に向けた改善対策を進める。
3	下水道接続の促進（水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給）	下水道への接続を促進するため、水洗便所へ改造する際に工事資金の融資あっせんを受けた場合に、当該利子を全額助成する。
4	下水道接続の促進（宅地内汚水ポンプ設備設置費補助）	下水道への接続を促進するため、低地や水路等が障害となり排水が困難な場合に、ポンプ設備の設置費等について助成する。
5	下水道接続の促進（私道共同排水設備設置費補助）	下水道への接続を促進するため、狭あいな私道において下水道管が施設できない場合に、共同で排水設備を設置した工事費について助成する。
6	下水の高度処理	下水処理水の水質をより良くするため、下水道終末処理場の施設及び運転方法を改善する。
7	特定環境保全公共下水道事業	市街化調整区域における公共下水道施設等の機能を維持するために、適切な維持管理を行う。
8	農業集落排水事業	汚水処理施設等の機能を維持するために、適切な維持管理を行う。
9	し尿処理施設等事業〈新規〉	老朽化したし尿処理場の統廃合を進める。
10	合併処理浄化槽設置整備事業	公共下水道、地域下水道の整備されていない地域等において、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者に対して、設置費の一部を助成する。
11	浄化槽の適切な管理の推進	浄化槽の機能を維持するために、適切な維持管理の啓発を行う。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

項目	基準値	実績	目標
下水道普及率 （公共下水道、地域下水道合計）	78.8 % （H21 年度末）	80 % （H26 年度末）	82.3 %

基本施策Ⅳ－3 ゆとりある生活空間の創出

(1) 現況

- 本市は、水と緑に恵まれた市街地を、郊外の豊かな自然や農地が囲んでおり、地域ごとに特徴的な景観が形成されています。
- 市街地は、豊橋駅周辺の商業地を中心に、周辺部に向かってゆとりある住宅地が広がり、臨海部をはじめとした工業地とのすみ分けがなされ、良好な都市環境の形成が進められています。
- 本市には、約 380 ha の都市公園や緑地があり、緑豊かで良好な都市景観の形成と市民の余暇利用に寄与しています。
- 良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業などにより、安全で快適な住環境の整備が進められています。
- 心地よい景観を形成するため、景観形成地区の制度によるまち並み整備や景観に配慮した公共事業が進められています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、『市街地における緑の豊かさ、まち並みの美しさ』に対する満足度において、約 6 割の市民が「満足」又は「やや満足」と回答しています。また、約 3 割の市民が望むまちの姿として『快適に歩ける歩道や散歩道、よく利用できる公園があるまち』と回答しています。



国道23号 けやき並木

(2) 課題

- 公園整備など市街地の緑化や水辺の整備により、自然とふれあえる憩の場の創出を進める必要があります。
- 心地よく感じられる都市空間を創出するため、地域資源を活かしながら周辺環境と調和した良好な景観形成を推進する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

Ⅳ－3－1) うるおいのある美しい都市空間の形成

ゆとりある生活空間を創出するため、景観に配慮した公共事業の推進などにより、水と緑に包まれたうるおいのある美しい都市空間の形成を図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	まちづくり景観推進事業	景観形成地区の制度によるまち並み景観整備や景観に配慮した公共事業の実施により、調和のとれた美しい景観形成を図る。
2	地区計画制度による環境整備	一定の区域を対象に土地利用や建築物などに関する基準を定め、良好な地区環境の形成を図る。
3	土地区画整理事業	健全な市街地として整備すべき区域について、宅地と公共施設の一体的な整備を行い、道路や公園などの整備改善と宅地の利用増進を図る。
4	都市公園整備事業（再掲）	公園整備に求められる景観・防災・レクリエーション・環境保全の機能を合わせ持ち、緑あふれる快適な暮らしが創出できる都市空間を整備する。
5	街路樹等緑化推進事業（再掲）	街路樹の整備などを行い、都市緑化を推進する。
6	公営住宅建替に伴う緑化推進事業（新規）	景観への配慮や、住民へのゆとりある生活空間の創出のため、公営住宅建替時に植栽工事を実施し緑化を推進する。
7	民有地緑化推進事業（再掲）	都市緑化基金の苗木配布に加え、「あいち森と緑づくり事業」を活用し、屋上、壁面、駐車場や生垣などの民有地の緑化について助成を行う。
8	光害*対策ガイドラインの活用と啓発	公共施設におけるライトアップの自粛のほか、市民・事業者に対してライトダウンの呼びかけなどを行い、美しい夜空・星空等に配慮するよう促す。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

項目	基準値	実績	目標
景観形成地区の景観に配慮された建築工事等の件数（累計）	192 件 （H21 年度末）	283 件 （H26 年度末）	360 件

基本施策Ⅳ－４ ヒートアイランド*対策の推進

(1) 現況

- ヒートアイランドの主な発生要因は、都市化による緑地の減少やエアコンなどの人工的な排熱といわれています。
- 本市の市街地の気温は、郊外と比較して1.5～2.0℃程度高くなっており、ヒートアイランド現象がみられます。

(2) 課題

- 本市におけるヒートアイランドの状況を把握する必要があります。
- 水と緑のネットワークを形成することで風通しを良くし、暑熱環境の緩和に貢献する必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

Ⅳ－４－１) ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策を進めるため、街路樹の整備や緑のカーテン*の普及促進、公共施設の屋上緑化・壁面緑化などの都市緑化を推進するほか、市民・事業者に対してヒートアイランド対策に関する啓発を行います。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	街路樹等緑化推進事業(再掲)	街路樹の整備などを行い、都市緑化を推進する。
2	緑のカーテンの普及啓発	市庁舎等において緑のカーテンを設置し、温室効果ガスの排出抑制と市民や事業者への啓発及び環境問題を考えるきっかけ作りを目指す。
3	学校への緑のカーテンの設置	小中学校において緑のカーテンを設置し、夏季の空調稼働や教室内の温度上昇を抑えるとともに、緑の成長を身近に観察することにより、地球環境問題などを考えるきっかけをつくる。
4	公営住宅建替に伴う緑化推進事業(新規)(再掲)	景観への配慮や、住民へのゆとりある生活空間の創出のため、公営住宅建替時に植栽工事を実施し緑化を推進する。
5	園庭・校庭の芝生化の推進(再掲)	保育園・幼稚園や小学校等の園庭・校庭を芝生化することにより、安全性と快適性の向上を図る。
6	屋上緑化・壁面緑化の推進	公共施設の屋上緑化や壁面緑化を推進するほか、市民・事業者への啓発を行う。
7	屋根面・壁面への高反射率塗装*の推進	屋上緑化が困難な施設等において、屋根面や壁面に高反射率塗装を施すほか、市民・事業者への啓発を行う。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
公共施設における緑のカーテン設置箇所数	28 箇所／年 (H21 年度末)	132 箇所／年 (H26 年度末)	140 箇所／年



緑のカーテン（豊橋市役所）



園庭の芝生化（高山学園）

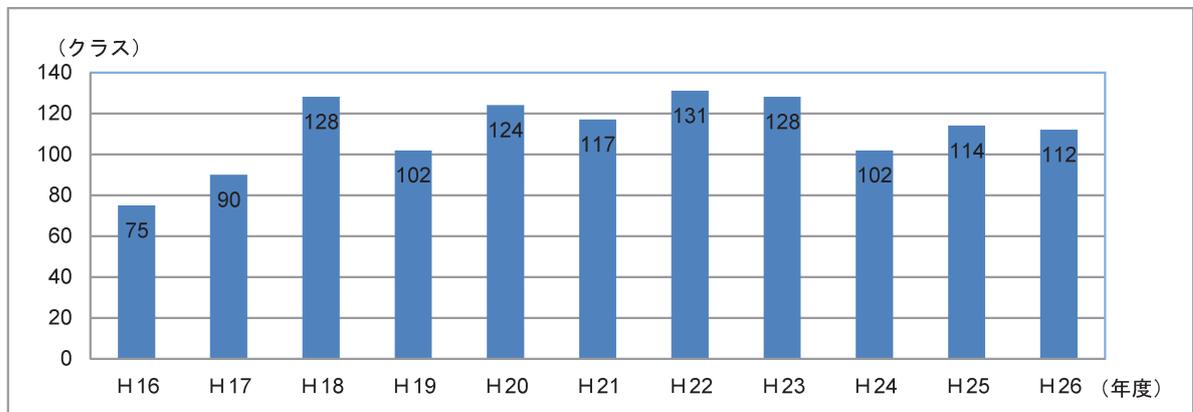
環境目標V 環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境

基本施策V-1 環境に関する教育啓発の推進

(1) 現況

- 環境学習として、ごみの減量、地球温暖化、水の大切さなどをテーマとした訪問授業や出前講座などを開催しています。
- 530のまち環境フェスタを開催するなど、市民の環境への意識を啓発する機会を設けています。
- 本市には、豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学の3つの大学があり、先進的な工学技術、環境保全に関する技術、地域の歴史や経済などに関する研究・教育が行われており、科学、歴史、文化に関して情報の蓄積が高い地域といえます。
- ESD ユネスコ世界会議の開催をきっかけとして、市内の全小中学校がユネスコスクールに加盟し、環境や国際理解など、各校の特色に応じた教育活動の一層の充実を図っています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、市の環境への取り組みとして望むことに『環境教育や啓発のための事業を実施する』との回答が約1割と、多いとは言えないものの、前回調査時より増加しています。

■ 環境に関する訪問授業の実施クラス数の推移



資料：「豊橋市」

(2) 課題

- 子どもから大人まであらゆる世代に対して、環境学習の機会を増やし、内容の充実を図る必要があります。
- 多くの市民が興味を持ちやすい内容から、徐々に実践的な取り組みに移行できる環境学習の展開が必要です。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

V-1-1) 環境教育の推進

自然や将来世代を思いやる人づくりを進めるため、多様な分野における訪問授業や出前講座、教職員を対象とした研修などを通じた環境教育を推進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	各分野での訪問授業や出前講座の実施	学校や地域における環境学習への取り組みの支援として、市職員や専門的な知識を持った講師を派遣し、環境教育を推進する。
2	生涯学習市民大学「トラム」の実施	環境に関連した内容を盛り込み、市民の自主的な環境に対する取り組みを促す講座を実施する。
3	教職員研修の実施	学校における環境教育を積極的に推進するため、教職員への研修を実施する。
4	資源化センターにおける環境教育の推進	資源化センター及びプラスチックリサイクルセンターの見学会の充実のほか、リサイクルプラザにおける体験学習ビデオの放映を行う。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

項目	基準値	実績	目標
地球温暖化対策出前講座の実施回数	5回／年 (H21年度末)	17回／年 (H26年度末)	25回／年



小学校訪問授業

V-1-2) 環境保全の意識啓発

市民の環境保全意識向上を図るため、環境イベントの開催や環境家計簿*の配布などにより、市民の意識啓発に努めます。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	地産地消の推進（再掲）	ファーマーズマーケットの機能を強化するとともに、事業者等による豊橋産農産物の販売や学校給食等への導入を進める。また、消費者に対して農業への理解と信頼の確保を図る。

事業名		取り組みの内容
2	河川愛護教育啓発の推進	身近な自然である川の大切さを理解してもらうための教育啓発を推進する。
3	「母なる豊川」活動の推進	地域との連携を図りながら、豊川にふれ、豊川から学ぶ各学校の取り組みを支援する。
4	木の香る学校づくり推進事業	市内の小中学校に、東三河産木材を使用した下駄箱等を導入し、森と緑が有する環境保全・災害防止等の機能の学習や、森林や環境を大切にする意識の啓発を行う。
5	学校への緑のカーテンの設置（再掲）	小中学校において緑のカーテンを設置し、夏季の空調稼働や教室内の温度上昇を抑えるとともに、緑の成長を身近に観察することにより、地球環境問題などを考えるきっかけをつくる。
6	定期的・継続的な情報提供による啓発	広報とよはしやホームページなどで、定期的かつ継続的に環境に関する情報を発信し、市民・事業者への啓発を行う。
7	環境イベントの開催（再掲）	ごみ減量や省資源・省エネルギー、リユース・リサイクルなど、環境の保全に関する各種イベントの開催を通して市民に様々な情報を提供するとともに、民間団体や市民グループの活動を促進し、市民意識の高揚を図る。
8	環境関連図書資料の紹介	図書館において、環境月間などに合わせて「環境」をテーマとする特設コーナーを設置し、関連する図書資料を紹介する。
9	環境ポスターコンクール等の開催	小中学生を対象とした環境ポスターや書のコンクールを開催し、環境への意識高揚を図る。
10	エコキッズサーキットの開催	廃油を使ったキャンドル作りなどのリサイクル体験や工場見学、環境クイズによる環境学習を通じて、子どもの環境への意識を高める。
11	教育普及活動事業〈新規〉	身近な生き物や自然をテーマにした企画展、学習教室、出前授業等の実施により、市民の自然環境への理解を促進する。
12	自由研究展の開催	身近な生き物や自然をテーマにした自由研究を募集し、小中学生の自然への関心を高める。また、テーマや研究方法の相談に応じる。
13	環境家計簿の配布	環境家計簿のホームページ掲載や、エコファミリー世帯への配布などにより、市民の環境意識の高揚を図る。
14	水源地をめぐる旅の実施	市民を対象に、ダムなどの水利施設の見学や間伐材を利用した箸作り体験を行い、水や森林への関心と理解を深める。
15	浄水場施設の開放	水道週間（6/1-6/7）中に小鷹野浄水場及び多米配水場の施設開放を実施し、水資源の有効利用と節水意識の向上を図る。
16	エコカーレース事業補助の実施	環境に配慮した車社会の在り方を考え、ものづくりの心を育て、生活が与える環境への負荷を認識するため、エコカーレースの開催を支援する。
17	消費者展等における啓発の推進	消費者展を開催し、消費者団体による省エネや食に関する啓発コーナーを設ける。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
環境イベントの参加者数	7,272 人／年 (H21 年度末)	7,402 人／年 (H26 年度末)	8,510 人／年



ごみ処理施設見学会



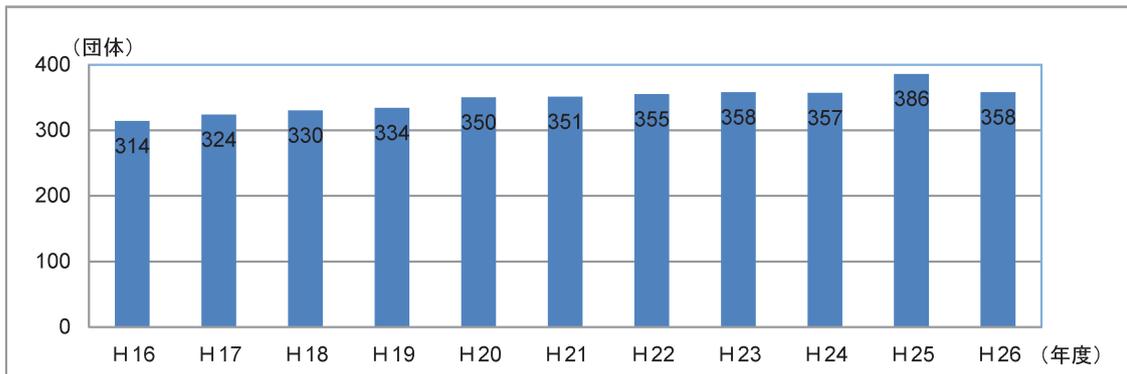
エコキッズサーキット

基本施策 V-2 環境保全活動の推進

(1) 現況

- 市と NPO・地域コミュニティ団体との協働事業は年間約 120 事業、実施されています。
- 本市には、森林活動の保全、河川環境の保全、野生生物の保護などに取り組む大小様々な市民活動団体があり、自らあるいは事業者や行政と連携して、調査研究、教育啓発などの実践活動を行っています。
- 自治会においては、日頃からごみステーションの管理や町内の清掃など地区の環境保全に取り組んでいます。また、自治会のみならず、各学校の PTA や事業者など多くの団体が、530 運動や資源回収などの環境保全活動を行っています。
- 豊橋技術科学大学を中心とした地元大学と地域企業との産学官連携を推進しています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、自身が参加できる取り組みとして、『清掃活動や廃品回収など、町内での活動』と回答した市民が約 6 割でしたが、『環境をよくするための団体での活動』や『環境をよくする団体への協力や支援』と回答した市民は 1 割前後と低い水準です。

■ 地域資源回収実施団体数の推移



資料：「とよはしの環境」

(2) 課題

- 市民生活に密着した環境保全活動について、活動成果や活動情報の提供を充実させることで、より多くの市民が参加できる環境づくりを推進することが必要です。
- 環境保全活動を展開するうえで、市民・事業者の参加を促し、協働して事業を進める必要があります。さらに、環境保全活動に取り組む市民活動団体に対して支援を行う必要があります。
- 地域での自発的な環境保全活動を促進するためには、地域における連帯意識を生み出すようなコミュニケーションの場や機会をつくることが重要です。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

V-2-1) 市民・事業者との協働

多様な主体による環境保全活動を進めるため、市民活動団体の交流拠点の充実や、環境保全に関する自発的な活動を支援する環境づくりなどにより、市民・事業者との協働を推進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	市民活動・ボランティアの連携	市民活動団体の相互交流や情報交換、市民に対する情報提供ができる環境づくりを進めるとともに、その活動を支援する。
2	河川愛護団体の育成（再掲）	清掃や除草などの河川愛護活動を実施する団体に奨励金を交付する。
3	環境 NPO ネットワークの推進	環境の保全に関する様々な非営利民間団体の自発的な活動を促すため、相互の連携や情報の交流を図る。
4	生物多様性ネットワークづくり事業〈新規〉	多様な主体（市民、NPO、企業など）が連携した生態系ネットワークの構築を図る。
5	豊橋サイエンスコアとの連携	豊橋サイエンスコアを活用するなかで、地域企業の環境に対する意識の向上や大学などの研究機関との連携を図り、環境保全への取り組みを推進する。
6	530運動の推進と発展（再掲）	市民と事業者、行政が一体となり、530運動の普及を図り、ごみの発生抑制の啓発、環境美化のための実践活動、環境教育等を推進する。
7	地域資源回収団体奨励事業〈拡充〉（再掲）	ごみの減量及び資源化を図るため、各種団体が自主的に実施している地域資源回収活動に対して奨励金を交付する。また、効果的な回収方法を実施団体に提案するなど、地域資源回収の更なる活性化を図る。
8	三河湾の環境再生の推進（再掲）	三河湾の環境再生を進めるため、協議会の活動を通じて国への要請及び実践活動の推進を継続的に行う。
9	漁業環境整備事業（再掲）	漁場の保全のため、地域住民、漁業者と連携して清掃活動を実施する。
10	市民協働による公園整備と管理	公園整備や管理にあたり、市民と協働で計画策定や美化活動などを行う。
11	環境保全活動に関する顕彰制度の充実	環境保全活動に積極的に取り組む市民・市民団体・事業者の顕彰制度の充実を図る。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

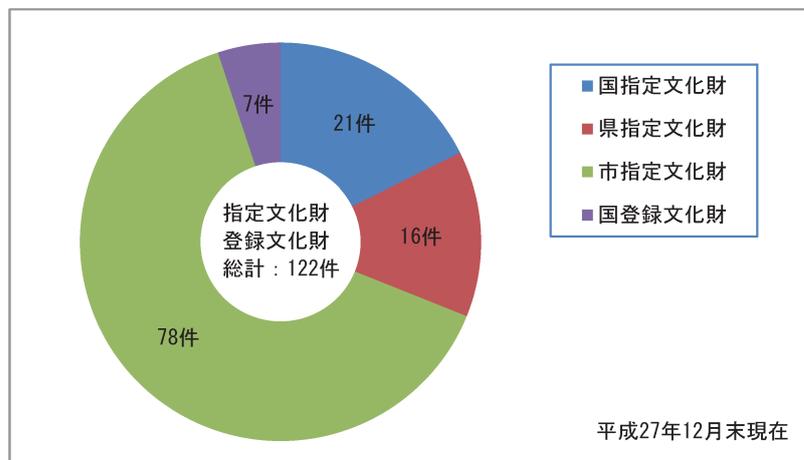
項目	基準値	実績	目標
地域資源回収実施回数	—	2,065 回／年 (H26 年度末)	2,170 回／年

基本施策 V - 3 文化の継承と活用

(1) 現況

- 本市では、石巻山石灰岩地植物群落が国の天然記念物に、葦毛湿原や高師小僧、龍源院のお葉付公孫樹(イチョウ)が県の天然記念物に、ナガバノイシモチソウ自生地や春日神社の榎などが市の天然記念物に指定されています。また、遺跡や古墳、由緒ある寺院や神社なども数多く現存しており、国・県・市の指定文化財及び国の登録文化財はあわせて 122 件に上ります。
- 自然史博物館、総合動植物公園、二川宿本陣資料館、地下資源館、美術博物館、図書館などの施設では、地球の歴史や生物、郷土の歴史や文化について学ぶことができます。
- 教員向けの手引書『郷土学習のすすめ』や学習資料『ふるさと豊橋』を発刊するとともに、生まれ育った郷土の歴史、文化、偉人等の学習を通して、郷土への誇りや愛着の醸成を図っています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、『天然記念物や文化財、史跡などの保存と活用』に対する満足度で「満足」又は「やや満足」と回答した市民が約 7 割と、比較的高くなっています。

■ 国・県・市の指定文化財、登録文化財件数



資料：「豊橋市」

(2) 課題

- 史跡や遺跡は、まわりの自然と一体となっていることが多く、その自然とともに継承していく必要があります。
- 将来にわたって残すべき文化財を調査・研究し、国・県・市の文化財指定を進め、積極的に保存・活用する必要があります。
- 郷土の歴史的遺産や伝統文化を再認識し、保存・継承に努めるとともに、資料や情報の収集・集積を進め、市民が文化にふれる機会の拡大を図る必要があります。
- 教育文化施設の利用者数が減少傾向であるため、魅力的な展示・イベントの開催や、施設の利便性向上のための整備・改修を進める必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

V-3-1) 文化財保護活動の推進

天然記念物や史跡、伝統芸能などの貴重な文化財を保存するため、文化財の調査や保護・啓発のほか、郷土学習の推進などにより、文化財保護活動を推進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	文化財調査事業	埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の事前の発掘調査を行うとともに、文化財指定に伴う調査、指定文化財の保護対策、修理のための調査などを行う。
2	文化財保護啓発事業	市内に所在する文化財を保護し、後世に継承するため、文化財指定を行うとともに、指定した文化財の適切な保存修理などを行う。
3	天然記念物への指定	文化財保護条例の規定に基づき、天然記念物のうち市にとって重要なものを市指定天然記念物に指定して保護していく。
4	伝統芸能の保存	豊橋素人歌舞伎保存会に対して助成を行い、伝統芸能の保存や後継者の育成を推進する。
5	無形民俗文化財の保存	吉田文楽保存会に対して助成を行い、市指定の無形民俗文化財の保存、振興に努める。
6	伝統文化の保存	全国凧揚げ大会開催事業に対して助成を行い、伝統文化の保存、継承に努める。
7	郷土学習の推進<新規>	児童生徒が郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持つことができるよう、学校や校区の実情に応じた郷土学習を実施する。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

項目	基準値	実績	目標
文化財関連イベント・展覧会等の参加者数	61,840 人／年 (H21 年度末)	56,944 人／年 (H26 年度末)	62,000 人／年



商家「駒屋」



豊橋素人歌舞伎

4 目標の達成に向けた施策

V-3-2) 教育文化施設の充実

自然や将来世代を思いやる意識を醸成するため、自然史博物館や総合動植物公園の整備・充実を図るなど、教育文化施設の整備を推進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	自然史博物館の整備・充実	科学教育の振興につながる事業を展開し、展示室等の整備を行う。
2	総合動植物公園の整備・充実	動物園、植物園等の魅力をより一層高めるため、計画的な整備・改修を行うとともに、来園者に喜ばれる展示やイベントの開催に努める。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

項目	基準値	実績	目標
教育文化施設の利用者数	1,289 千人／年 (H21 年度末)	1,402 千人／年 (H26 年度末)	2,193 千人／年



豊橋市大清水まなび交流館 ミナクル

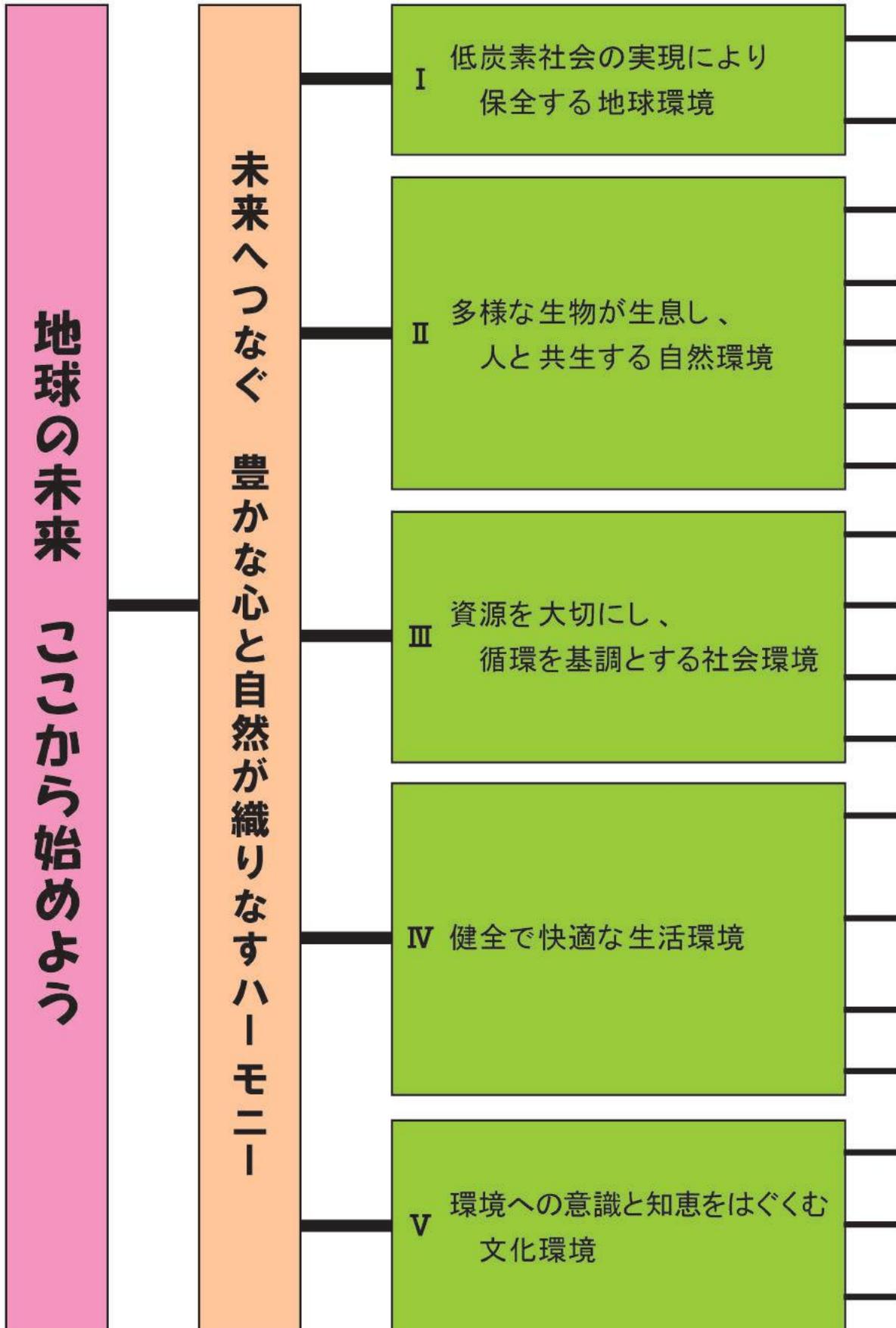


豊橋市自然史博物館 中生代展示室

基本理念

環境像

環境目標



基本施策

施策

